**「指定居宅サービス」及び「指定地域密着型サービス事業者」等の新規指定申請について**

**１　新規指定申請の受付期間等について**

**（１）新規指定申請について**

・新規指定申請については、**完全予約制**としています。**「申請予約締切日」までに**、必ず電話等で

**予約をして来庁してください。電子申請(令和７年３月より)の場合は事前に相談をお願いします。（予約・事前相談がない場合は、受付できません。）**

・地域密着型サービスや特定施設入居者生活介護など、サービス種別によっては公募による選定や介護保険事業計画で定める利用定員数の超過等により指定できない場合があります。申請に係る事業所所在市町の介護保険担当課に確認を行ってください。

・「通所介護」、「（介護予防）短期入所生活介護」、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」及び「定

期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除く地域密着型サービス」については、

新規指定の窓口予約または電子申請の事前相談の前に必ず事前協議を行ってください。

・申請書類の受付は、（２）の新規申請受付期間内となります。提出された申請書類に不備等があり、新規申請受付期間内に**申請書類の補正が完了しない場合は受理できませんので、ご注意ください。（翌月１日の指定はできません。）**

・介護保険法及び大阪府条例等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、

その他事業を行うに際して遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが指定の前提となりま

すので、必ず事前に関係部署で必要な手続き等について確認してください。

**（２）受付期間**

新規指定申請の受付期間は、下表のとおりです。（土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業開始日(指定日)** | **新規申請受付期間** | **申請予約・事前相談締切日** |
| 令和　７年　４月１日 | 令和　７年　２月２１日～令和　７年　３月１０日  令和　３　３月　２日～令和　３　月１１日 | 令和　７年　１月３１日  令和　３年　１月３１８ |
| 令和　７年　５月１日 | 令和　７年　３月２１日～令和　７年　４月１０日  令和　３年　４月　１日～令和　３年　４月１０日 | 令和　７年　２月２８日  令和　３年　２月２８日 |
| 令和　７年　６月１日 | 令和　７年　４月２１日～令和　７年　５月　９日 | 令和　７年　３月３１日 |
| 令和　７年　７月１日 | 令和　７年　５月２１日～令和　７年　６月１０日 | 令和　７年　４月３０日  令和　３年　４月３０日 |
| 令和　７年　８月１日 | 令和　７年　６月２３日～令和　７年　７月１０日 | 令和　７年　５月３０日 |
| 令和　７年　９月１日 | 令和　７年　７月２２日～令和　７年　８月　８日 | 令和　７年　６月３０日 |
| 令和　７年１０月１日 | 令和　７年　８月２１日～令和　７年　９月１０日 | 令和　７年　７月３１日 |
| 令和　７年１１月１日 | 令和　７年　９月２２日～令和　７年１０月１０日 | 令和　７年　８月２９日 |
| 令和　７年１２月１日 | 令和　７年１０月２１日～令和　７年１１月１０日 | 令和　７年　９月３０日 |
| 令和　８年　１月１日 | 令和　７年１１月２１日～令和　７年１２月１０日 | 令和　７年１０月３１日 |
| 令和　８年　２月１日 | 令和　７年１２月２２日～令和　８年　１月　９日 | 令和　７年１１月２８日 |
| 令和　８年　３月１日 | 令和　８年　１月２１日～令和　８年　２月１０日 | 令和　７年１２月２６日 |

【注意】１．表に掲げる新規申請受付期間等については、通知なく日程を変更する場合があります。

２．表に掲げる新規申請受付期間以外は、新規指定申請の受付は行いません。

３．申請の予約は、申請予約締切日までに行ってください。

ただし、申請予約締切日前であっても、予約状況等により受付を締め切る場合があります。

**（３）事業開始までのスケジュール**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新規指定申請  予約締め切り | → | 新規指定申請  書類事前送付 | → | 新規指定申請  (事業開始日  2月前21日頃から  前月10日頃まで) | → | 指定時研修 | → | 指定書の交付 | → | 事業開始日  （指定日） |
| (事業開始日  3月前の月末) |  | （来庁予定日  10日前までに） |  | ※必要に応じて現地調査を実施する場合があります。 |  | (指定書の交付までに各自受講) |  | (事業開始日  前月25日頃) |  |  |

**２　事前協議が必要な指定居宅サービス事業者等の受付期間等について**

**（１）事前協議が必要なサービス**

「通所介護」、「（介護予防）短期入所生活介護」、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」及び

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除く地域密着型サービス」の新規

指定申請をする場合は、施設の建築・改修の工事前に事前協議を終了することが必要です。

**（２）事前協議の受付期間**

事前協議の受付期間は、下表のとおりです。（土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| **事前協議受付期間** | **事前協議予約締切日** |
| 令和　７年　１月１４日～令和　７年　１月１７日 | 令和　７年　１月　８日 |
| 令和　７年　２月１３日～令和　７年　２月１８日 | 令和　７年　２月　５日 |
| 令和　７年　３月１３日～令和　７年　３月１８日 | 令和　７年　３月　５日 |
| 令和　７年　４月１４日～令和　７年　４月１７日 | 令和　７年　４月　３日 |
| 令和　７年　５月１４日～令和　７年　５月１９日 | 令和　７年　５月　７日 |
| 令和　７年　６月１６日～令和　７年　６月１９日 | 令和　７年　６月　４日 |
| 令和　７年　７月１４日～令和　７年　７月１７日 | 令和　７年　７月　３日 |
| 令和　７年　８月１４日～令和　７年　８月１９日 | 令和　７年　８月　５日 |
| 令和　７年　９月１２日～令和　７年　９月１８日 | 令和　７年　９月　３日 |
| 令和　７年１０月１４日～令和　７年１０月１７日 | 令和　７年１０月　３日 |
| 令和　７年１１月１４日～令和　７年１１月１９日 | 令和　７年１１月　６日 |
| 令和　７年１２月１５日～令和　７年１２月１８日 | 令和　７年１２月　３日 |
| 令和　８年　１月１４日～令和　８年　１月１９日 | 令和　８年　１月　７日 |
| 令和　８年　２月１６日～令和　８年　２月１９日 | 令和　８年　２月　４日 |

**（３）事前協議から事業開始までのスケジュール**

①事前協議予約締切り（毎月５日頃）

　　　　　　　↓

②事前協議書類事前送付（来庁予定日の１０日前頃）

　　　　↓　※事前協議書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

③事前協議（毎月１３日頃～１９日頃の期間）

↓　※事前協議を終えてから、施設の建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

↓　※指定申請書類の提出までに終了する必要があります。

⑤新規指定申請予約締め切り（事業開始日の３月前の月末）**電子申請の場合は事前相談をお願いします。**

↓　※新規指定申請の予約は、事前協議を終えている必要があります。

⑥新規指定申請書類事前送付（来庁予定日の１０日前頃）**電子申請の場合は早めの申請をお願いします。**

　　　　↓　※新規指定申請書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

⑦新規指定申請（事業開始日２月前の２１日頃から前月の１０日頃まで）

※施設の建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

↓　※訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型サービス等の事業を実施する場合には、老人福祉法による届出が必要です。

※申請内容の確認のために現地調査を実施する場合があります。

⑧指定時研修（指定書の交付までに）

↓　※居宅サービス事業者等については、指定時研修を各自受講していただきます。

⑨指定書の交付（２５日頃）

↓　※指定書は、広域事業者指導課（泉南府民センタービル４階）で交付します。

⑩事業開始（１日）